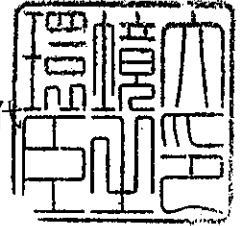


諮問第429号  
環水大土発第1601071号  
平成28年1月7日

中央環境審議会会長  
浅野直人 殿

環境大臣  
大塚 珠 代



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
  - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

エチル = (Z) - N-ベンジル-N- {[メチル (1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル) アミノ] チオ} - β-アラニナート (別名アラニカルブ)

(E) - (S) - 1 - (4-クロロフェニル) - 4, 4-ジメチル-2 - (1-H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル) ペンタ-1-エン-3-オール (別名ウニコナゾールP)

N-シクロプロピル-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6-トリアミン (別名シロマジン)

メチル = 3 - (4-メトキシ-6-メチル-1, 3, 5-トリアジン-2-イルカルバモイルスルファモイル) - 2-テノアート (別名チフェンスルフロメチル)

1 - (5-tert-ブチル-1, 3, 4-チアジアゾール-2-イル) - 1, 3-ジメチル尿素 (別名テブチウロン)

N, N' - {ピペラジン-1, 4-ジイルビス [(トリクロロメチル) メチレン]} ジホルムアミド (別名トリホリン)

5-クロロ-2 - (3, 4, 4-トリフルオロブタ-3-エン-1-イルスルホニル) - 1, 3-チアゾール (別名フルエンズルホン)

(別紙2)

メチル = (2*E*) - 3 - メトキシ - 2 - { 2 - [ 6 - (トリフルオロメチル) - 2 - ピリジルオキシメチル ] フェニル } アクリラート (別名ピコキシストロビン)

1, 2, 5, 6 - テトラヒドロピロロ [ 3, 2, 1 - *ij* ] キノリン - 4 - オン (別名ピロキロン)

2 - [ 4 - ( 2, 4 - ジクロロ - *m* - トルオイル ) - 1, 3 - ジメチルピラゾール - 5 - イルオキシ ] - 4' - メチルアセトフェノン (別名ベンゾフェナップ)



中環審第893号  
平成28年1月7日

中央環境審議会 土壌農薬部会  
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会  
会長 浅野 直人



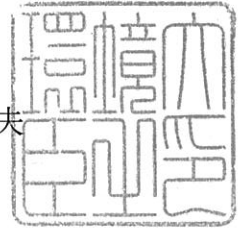
農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成28年1月7日付け諮問第429号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。

諮問第411号  
環水大土発第1508201号  
平成27年8月20日

中央環境審議会会長  
浅野直人 殿

環境大臣  
望月義夫



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
  - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を改正すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

(10*E*, 14*E*, 16*E*, 22*Z*) - (1*R*, 4*S*, 5'*S*, 6*S*, 6'*R*, 8*R*, 12*S*, 13*S*, 20*R*, 21*R*, 24*S*) - 6' - [(*S*) - *sec*-ブチル] - 21, 24-ジヒドロキシ-5', 11, 13, 22-テトラメチル-2-オキソ-3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ [15. 6. 1. 1<sup>4, 8</sup>. 0<sup>20, 24</sup>] ペンタコサ-10, 14, 16, 22-テトラエン-6-スピロ-2' - (5', 6' -ジヒドロ-2' *H*-ピラン) - 12-イル=2, 6-ジデオキシ-3-*O*-メチル-4-*O*- (2, 4, 6-トリデオキシ-3-*O*-メチル-4-メチルアミノ- $\alpha$ -*L*-*lyx*o-ヘキソピラノシル) -  $\alpha$ -*L*-*arabino*-ヘキソピラノシド=安息香酸塩 (別名エマメクチンB 1 a 安息香酸塩) 及び (10*E*, 14*E*, 16*E*, 22*Z*) - (1*R*, 4*S*, 5'*S*, 6*S*, 6'*R*, 8*R*, 12*S*, 13*S*, 20*R*, 21*R*, 24*S*) - 21, 24-ジヒドロキシ-6' - イソプロピル-5', 11, 13, 22-テトラメチル-2-オキソ-3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ [15. 6. 1. 1<sup>4, 8</sup>. 0<sup>20, 24</sup>] ペンタコサ-10, 14, 16, 22-テトラエン-6-スピロ-2' - (5', 6' -ジヒドロ-2' *H*-ピラン) - 12-イル=2, 6-ジデオキシ-3-*O*-メチル-4-*O*- (2, 4, 6-トリデオキシ-3-*O*-メチル-4-メチルアミノ- $\alpha$ -*L*-*lyx*o-ヘキソピラノシル) -  $\alpha$ -*L*-*arabino*-ヘキソピラノシド=安息香酸塩 (別名エマメクチンB 1 b 安息香酸塩) の混合物 (別名エマメクチン安息香酸塩)

*N'* - *tert*-ブチル-5-メチル-*N'* - (3, 5-キシロイル) クロマン-6-カルボヒドラジド (別名クロマフェノジド)

*N* - (4-クロロフェニル) - 1-シクロヘキセン-1, 2-ジカルボキシミド (別名クロルフタリム)

(別紙2)

(1RS, 5RS; 1RS, 5SR) - 5 - (4 - クロロベンジル) - 2, 2  
- ジメチル - 1 - (1H - 1, 2, 4 - トリアゾール - 1 - イルメチル) シク  
ロペンタノール (別名メトコナゾール)



中環審第857号  
平成27年8月21日

中央環境審議会 土壤農薬部会  
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会  
会長 浅野 直人



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について（付議）

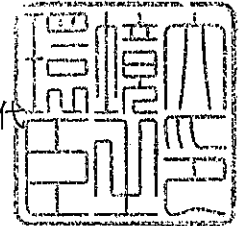
平成27年8月20日付け諮問第411号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。



諮問第412号  
環水大士発第1510222号  
平成27年10月22日

中央環境審議会会長  
浅野直人 殿

環境大臣  
大塚 珠 代



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
  - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

4-アミノ-N-tert-ブチル-4,5-ジヒドロ-3-イソプロピル-5-オキソ-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド (別名アミカルバゾン)

2syn-異性体: 3-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[(1RS,4SR,9RS)-1,2,3,4-テトラヒドロ-9-イソプロピル-1,4-メタノナフタレン-5-イル]ピラゾール-4-カルボキサミド及び2anti-異性体: 3-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[(1RS,4SR,9SR)-1,2,3,4-テトラヒドロ-9-イソプロピル-1,4-メタノナフタレン-5-イル]ピラゾール-4-カルボキサミドの混合物 (別名イソピラザム)

1-(4-{4-[(5RS)-5-(2,6-ジフルオロフェニル)-4,5-ジヒドロ-1,2-オキサゾール-3-イル]-1,3-チアゾール-2-イル}-1-ピペリジル)-2-[5-メチル-3-(トリフルオロメチル)-1H-ピラゾール-1-イル]エタノン (別名オキサチアピプロリン)

9,10-ジヒドロ-8a,10a-ジアゾニアフェナントレン=ジブロミド  
又は6,7-ジヒドロジピリド[1,2-a:2',1'-c]ピラジン-5,8-ジウム=ジブロミド (別名ジクワットジブロミド又はジクワット)

2'-[(4,6-ジメトキシ-1,3,5-トリアジン-2-イル)カルボニル]-1,1,6'-トリフルオロ-N-メチルメタンスルホンアニリド (別名トリアファモン)

(RS)-1-{1-エチル-4-[4-メシル-3-(2-メトキシエトキシ)-o-トルオイル]-1H-ピラゾール-5-イルオキシ}エチル=メチル=カルボナート (別名トルピラレート)

ブチル=(RS)-2-{4-[5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルオキシ]フェノキシ}プロピオナート (別名フルアジホップブチル又はフルアジホップ)及びブチル=(R)-2-{4-[5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルオキシ]フェノキシ}プロピオナート (別名フルアジホップPブチル又はフルアジホップP)

ノナン酸 (別名ペラルゴン酸) 及びノナン酸カリウム (別名ペラルゴン酸カリウム塩)

(別紙2)

イソプロピルアンモニウム = (RS) - 2 - (4-イソプロピル-4-メチル-5-オキソ-2-イミダゾリン-2-イル) ニコチナート (別名イマザピルイソプロピルアミン塩又はイマザピル)

1 - (4 - { 4 - [ (5 RS) - 5 - (2, 6-ジフルオロフェニル) - 4, 5-ジヒドロ-1, 2-オキサゾール-3-イル] - 1, 3-チアゾール-2-イル} - 1 - ピペリジル) - 2 - [ 5-メチル-3- (トリフルオロメチル) - 1 H-ピラゾール-1-イル ] エタノン (別名オキサチアピプロリン)

(RS) -  $\alpha$  - シアノ-3-フェノキシベンジル = (RS) - 2, 2-ジクロロ-1 - (4-エトキシフェニル) シクロプロパンカルボキシラート (別名シクロプロトリン)

2, 6-ジクロロベンゾニトリル (別名ジクロベニル又はDBN)

[メチル (オキソ) { 1 - [ 6 - (トリフルオロメチル) - 3-ピリジル ] エチル} -  $\lambda^6$  -スルファニリデン] シアナミド (別名スルホキサフロル)

2' - [ (4, 6-ジメトキシ-1, 3, 5-トリアジン-2-イル) カルボニル] - 1, 1, 6' -トリフルオロ-N-メチルメタンスルホンアニリド (別名トリアファモン)

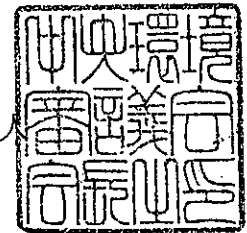
3-メトキシカルボニルアミノフェニル = 3-メチルカルバニラート又はメチル = 3 - (3-メチルカルバニロイルオキシ) カルバニラート (別名フェンメディファム)



中環審第861号  
平成27年10月23日

中央環境審議会 土壤農薬部会  
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会  
会長 浅野 直人



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について（付議）

平成27年10月22日付け諮問第412号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。